

<資料 A>

秘密法に反対する全国ネットワーク 第1回全国交流集会

プログラム&資料【報告&話題提供】&地方議会意見書リスト

日時： 2014. 4. 6 10:00～16:00

場所： 名古屋市・ウィルあいち大会議室

資料 A 目次

- ・ 秘密法に反対する全国ネットワーク 第1回全国交流集会プログラム p 1
- ・ 秘密保護法立法過程情報公開と今後政令等で定める事項 p 2
- ・ 情報保全隊訴訟から見えてくる秘密保護法の問題 p 5
- ・ 秘密保護法対策全国弁護団結成 さる p 7
- ・ 国際基準で秘密法廃止へ！ p 9
- ・ 秘密保全法に反対する愛知の会 活動経過など p 12
- ・ 「秘密保護法」廃止へ！実行委員会 結成から12. 6までの取り組み p 13
- ・ 新聞労連活動資料 p 15
- ・ 秘密法に関する地方議会意見書リスト p 19

2014. 4. 6 秘密法に反対する全国ネットワーク
第1回全国交流集会 プログラム

(時間・時刻は目安です)

第 1 部 10:00 ～12:00

秘密法を巡る現在の情勢、取り組みの報告、情報の共有と質疑&討論

- | | | |
|--|------|---------|
| 1) はじめの挨拶 | 10 分 | ～ 10:10 |
| & 資料確認と全体の進行についての説明 | | |
| 2) 参加団体の簡単な自己紹介(団体名、地域など) | 30 分 | ～ 10:40 |
| 3) 報告と質疑 | | ～ 12:00 |
| ア. 秘密保護法立法過程情報公開と今後政令等で定める事項 | 20 分 | |
| イ. 情報保全隊訴訟から見えてくる秘密保護法の問題／秘密保護法対策弁護団結成 | 20 分 | |
| ウ. アとイをあわせた討論 | 25 分 | |
| エ. 国際基準で秘密法廃止へ！ | 15 分 | |

～～～	お昼	昼食と交流	～～～	60 分	12:00 ～ 13:00
12:50		集合写真を撮影します		ブラカード、横断幕などを手に！	

第 2 部 13:00～15:35

話題提供を受けての討論

- | | | |
|-----------------------|------|---------|
| 1) 運動を作る、運動を広げる ということ | 45 分 | ～ 13:45 |
| 【愛知の会】 【廃止実行委】 | | |
| 2) マスメディアの現状と運動側の働きかけ | 25 分 | ～ 14:10 |
| 【新聞労連】 | | |
| | 休憩 | |
| | 10 分 | ～ 14:20 |
| 3) 地域で運動するということ | | |
| 【長野から】 | 45 分 | ～ 15:05 |
| 4) 今後の運動について | 30 分 | ～ 15:35 |

～～～ 休憩 5 分 ～～～

第 3 部 全体の集約 15:40～16:00

まとめ
アピール採択
終わりの挨拶

秘密保護法 立法過程情報公開と 今後政令等で定める事項

秘密法に反対する全国ネットワーク

2014.4.6 第1回交流集会 at ウィルあいち

内田 隆 (NPO法人 情報公開市民センター)

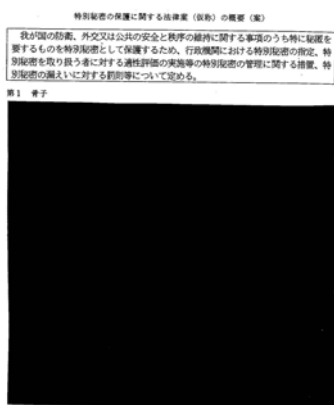


秘密保護法反対運動がずっと
低調だった原因は？

- ・有識者会議(2011年8月)報告書
法案を全く公開せず官僚内部で議論
→市民は関心を持ちようがない
- ・パブコメ募集(2013年9月)
- ・閣議決定(2013年10月25日)
- ・国会強行採決(2013年12月6日)

P-01

開示された概要



法案・協議内容
全部非公開



非公開理由

- ・不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ
- ・担当者に対し、筋違いの批判等を招き
嫌がらせやいたずら、偽計といった圧力や
干渉等の影響のおそれ

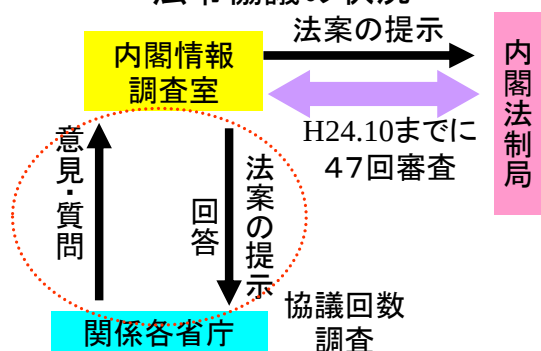


そんなおそれはない！

2012/11/21提訴(2011年8月-2012年3月分)

P-03

法令協議の状況



内閣情報調査室と
文書協議先の機関(回数)

警察庁	28回	外務省	17回
内閣官房	12回	防衛省	12回
公安調査庁	5回	経済産業省	4回
法務省	3回	海上保安庁	3回

→警察庁が熱心

P-05

内閣法制局との審議項目

- 17回・適正評価の思想・良心、信教の自由との関係
 - ・適正評価と法の下の平等との関係
- 13回・指定権所在、指定効果、指定調整
 - ・刑事裁判手続における特別秘密の立証方法
- 12回 総論 必要性及び具体的内容
- 10回・総論 ■■■■■■■■■■
 - ・人的管理 ■■■■■■■■■■
 - ・漏えいの教唆及び特定取得行為を処罰することと報道機関の取材の自由との関係

その他判明したこと

- 2012年4月に逐条解説案、用例集案作成
- 適性評価制度(秘密保護法)と適格性確認制度(現行:法に基づかず)との比較表作成
- 日弁連指摘に対する対応記載

P-07

閣議決定後、内容公開へ

- 法令協議は閣議決定後、原則公開

閣議決定(10/25)直後に情報公開請求
→12/5に国会議員に一部開示
(参議院本会議 強行採決1日前)
重要な論点を官僚が議論していたことが
ようやく判明(国会議員にも秘密)

P-08

法案成立後、内容開示へ

法案成立後

重要な論点の数々

- だれが秘密指定を行うのか？
(入手省庁、受け取った省庁？)
 - 国会に対する特定秘密の提供方法
 - 刑事裁判手続における特別秘密の立証方法は？
- 今後「政令」で決定
その重要な資料になる

P-10

憲法82条 裁判絶対公開原則と、
外形立証の関係

秘密のまま裁判、困難



主な政令委任事項

- ・特定秘密の取扱業務を行わせる職員の範囲等(5条1項)
- ・民間団体の基準(5条4項、5項)
- ・刑事訴訟手続きへの提供時の措置(10条1項1号ロ)
- ・適性評価実施基準(12条3項)

など多数

P-12



法の廃止を求めることと、
濫用させない体制を整えるのは車の両輪

- ・今後決まる政令に意見を言おう！
→開示された法令協議を参考に
情報公開市民センター webに掲載
<http://www.jkcc.gr.jp/menu6.html>

- ・「第三者機関」の情報を入手・分析を
情報保全諮問会議は議事録公開

P-13

平成26年1月17日 第1回情報保全諮問会議 配布資料

資料7

今後の検討事項

1 運用基準関係

- 指定の対象となる事項の細目
- 指定の有効期間の基準
- 適性評価の実施基準
- 適性評価に関する個人情報の管理方法
- 公益通報者の保護 等

2 政令関係

- 指定に関する記録の作成方法(法第3条第2項)
- 行政機関の長による特定秘密の保護措置(法第5条第1項)
- 適性評価を受けることなく特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者(法第11条第7号)等

3 その他

- 第三者機関の設置・運営 等

「秘密法に反対する全国ネットワーク」第1回全国交流集会（名古屋）

情報保全隊訴訟から見えてくる秘密保護法の問題

2014年4月6日

弁護士 小野寺 義 象

秘密保護法の人権侵害の危険の先取りともいえる事件が、現在仙台高裁で審理されている自衛隊情報保全隊による国民監視違憲訴訟である。

1 事件と訴訟の概要

2003年3月、アメリカはイラク攻撃を開始し、日本政府はそれに追随し、イラクに自衛隊を派兵した（後に名古屋高裁で違憲判決が出る）。

イラクへの自衛隊派兵が大きな社会問題になった03年末から04年にかけて、情報保全隊は、派兵に反対する全国の広範な団体・市民の集会、デモ等の動向を組織的・系統的・日常的に監視し、個人の実名を含む情報を収集・分析した秘密文書を作成した。

その後、自衛隊員が情報保全隊の国民監視を内部告発し、07年6月、日本共産党が166頁の秘密文書を公表した。秘密文書には、全国各地の平和・護憲・女性などの様々な市民団体、国会議員・地方議員、マスコミ、さらには弁護士会や著名な映画監督の動向などが広範囲に記されていた。

07年10月、東北地方の住民107名は、仙台地裁に、自衛隊の国民監視差止めと国家賠償を求める訴訟を提起した。

訴訟で、国は秘密文書の存在について一切答弁を拒否し、違法行為は行っていないと主張した。

12年3月、仙台地裁は、情報保全隊が国民を監視した秘密文書を作成保有していたことを明確に認定し、実名記載の5人の原告に関する秘密文書の作成は自己情報コントロール権を含む人格権を侵害するとして慰謝料の支払いを国に命じた。

双方が控訴し、現在、元情報保全隊長の証人尋問が4回（延べ10時間以上）実施され、自衛隊の恐るべき国民監視の実態が次々に明らかにされている。

2 秘密保護法は何を秘密とするのか

自衛隊が秘密としていたのは、情報保全隊の国民監視文書であり、裁判所が人権を侵害する違法文書と認定した文書である。自衛隊は、平和を求める国民の運動を「反自衛隊活動」「イラク自衛隊派遣に反対する国内勢力の反対動向」と表現し敵視していた。

秘密保護法の国会審議の中で、防衛大臣は情報保全隊の活動は「特定秘密」に該当すると答弁している。したがって、秘密保護法が施行されると、「自衛隊が国民を監視している違法行為」は3条・別表1によって国民に公開することが法的に禁じられる。すなわち、「違法な国家行為」も法的保護に値する秘密になるのである。

3 秘密保護法は何を罰するのか

秘密保護法23条は、「特定秘密」を漏えいした者を懲役10年の厳罰に処することを定めている。また、24条は、管理を害する行為により「特定秘密」を取得した者も懲役10年の厳罰に処するとされている。

この規定によって、「自衛隊が国民を監視している違法行為」を内部告発した自衛官は、秘密の内容いかんに関わらず、懲役10年に処せられる。また、仮に、報道機関が「自衛隊が国民を監視している違法行為」を取得した場合、それが「管理を害する行為による」と認定されると懲役10年に処せられる。

すなわち、秘密保護法は、情報保全隊による人権侵害の違法文書を国民に内部告発してくれた勇気ある公務員を犯罪者にしたてて社会的に抹殺することを可能にするのである。

4 国の責任を追及する裁判は成り立たなくなる

情報保全隊の国民監視文書が「特定秘密」と指定されると、違法文書の責任を問う国民に対して、国は、堂々と「特定秘密の抗弁」を持ち出し、文書の存否の答弁を拒否してくるであろう。

「何が秘密かすら秘密にできる」秘密保護法の下では、国に都合の悪い情報を公開しないことが法的に認められることになる。このような下では、国民の裁判を受ける権利、司法による人権救済は骨抜きにされてしまう。「特定秘密」を探ろうとする弁護士活動まで、「共謀」「教唆」「扇動」による情報取得行為（25条）と認定されて犯罪とされかねないのである。

5 秘密保護法の本質

秘密保護法制定前においても、情報保全隊は国民の人権を侵害する違憲違法な監視活動を秘密裡に行っており、私たち国民はこの人権侵害を許さない闘いを法廷で行い、一定の成果を上げてきている。

その国家権力に対して、違憲違法な行為を隠蔽する法的根拠を付与するとともに、違憲違法行為を内部告発する者やこれを正そうとする国民を抑圧する法的根拠も付与するという、極めて都合の良い法律、それが秘密保護法なのである。

以 上

秘密保護法対策全国弁護団結成さる

2014年4月6日

名古屋第一法律事務所 弁護士 北村 栄

I. 秘密保護法対策弁護団の紹介

(秘密保護法対策弁護団のサイト <http://nohimituho.exblog.jp/> より)

1 秘密保護法対策弁護団とは

秘密保護法対策弁護団は、秘密保護法の危険性を熟知した法律家集団として、同法の施行程を監視し、仮に同法が施行され、その犠牲者が生まれた時に効果的な弁護を提供するとともに同法の問題点を法的観点から明らかにし、発信することにより、秘密保護法廃止運動を市民と共に担うことを目的とする団体である。

2014年3月25日現在、344名の弁護士が、この秘密保護法対策弁護団への参加を表している(別表参照)。

2 弁護団結成の目的・目標

取材・報道の委縮、知る権利の侵害など、各界から問題点が多く指摘されていたにもかかわらず秘密保護法が2013年12月6日、強行採決により成立した。内容に問題があるのみならず、成立過程も民主主義を踏みにじるものであるため、秘密保護法廃止運動市民と共に担うとともに、仮に同法による逮捕者が出た場合、効果的な弁護をすべく、秘密保法対策弁護団を結成することとした。社会に対する秘密保護法反対のアピールと、全国犠牲者の救済のため、1000人規模の弁護団とすることを目標にしている。

II. 秘密保護法対策弁護団結成式 (2014. 3. 12)

1 結成式

3月12日、東京の参議院会館にて結成される。

講演：村井敏邦一橋大名誉教授(刑事法学者)、落合洋司弁護士(元検察官)。

当日参加してきましたが弁護士(若手が多い)だけでなく記者(新聞社やフリージャーナリスト)廃止運動をしている市民、ロースクール生、高校生など多彩な顔ぶれが多数出席。

用意した資料は足らなくなり、熱気に溢れた。

2 早速反応

テレビ朝日・報道ステーションへの報道介入問題について、報道に携わったジャーナリストから弁護団に対応依頼が早速来た。

3 今後

弁護団が少ない地方にも呼びかけ、認知度を高め、市民の皆さんにも大いに利用して頂きたい。

東京新聞 3/13 朝刊

国民の「知る権利」を侵害する恐れのある特定秘密保護法に反対する弁護士らによる「秘密保護法対策弁護団」の結成式が十二日、国会内であった。法律の廃止を訴えるとともに、施行後に逮捕者が出た場合の弁護を引き受ける。既に約三百二十人の弁護士が参加を表明しており、千人規模の弁護団を目指すという。弁護団によると、具体的な事件や裁判がない段階で弁護団をつくるのは異例。同法に基づき事件になる前に、弁護でできる態勢を整えておくことで、特定秘密を漏らした公務員や、知ろうとした市民らへの捜査を防ぐ狙いがある。秘密保護法に詳しい弁護士を養成し、危険性を国民に訴えていく活動などにも取り組む。

秘密保護法に弁護士が先手

対策弁護団
330人で始動

国家の
秘密
無期限
ヒミツ

結成式で、呼び掛け人の一人である「秘密保全法に反対する愛知の会」共同代表の中谷雄二弁護士は「秘密保護法を廃止させない戦いと、撤廃に導く戦いは車の両輪だ。犠牲者を一人も出さない戦いをしていく」とあいさつした。
元日本刑法学会理事長の村井敏邦一橋大名誉教授と元検事の落合洋司弁護士による「秘密保護法の刑事法上の問題点」と題した講演もあった。

【都道府県別・地域分析】

愛知	95
東京	64
神奈川	55
福岡	24
大阪	11
岐阜	10
北海道	7
広島	7
静岡	6
京都	6
熊本	6
宮崎	6
埼玉	5
千葉	5
三重	4
兵庫	4
岡山	4
宮城	3
長野	3
大分	3
奈良	2
和歌山	2
沖縄	2
岩手	1
栃木	1
新潟	1
石川	1
福井	1
山口	1
佐賀	1
鹿児島	1
青森	0
秋田	0

山形	0
福島	0
茨城	0
群馬	0
富山	0
山梨	0
滋賀	0
鳥取	0
島根	0
徳島	0
香川	0
愛媛	0
高知	0
長崎	0

合計344名（2014.3.25現在）

愛知が東京・神奈川を抜いて1位になり、100人に迫る勢い。

他方、地方での認知度はまだまだ低く、特に東北地方はゼロワン地域が多いのが現状です。

【登録期の分析】

10期台 5人

20期台 24人

30期台 53人

40期台 42人

50期台 82人

60期台 134人

若手が多く、ベテランや中堅も方も幅広く分布している。

国際基準で秘密法廃止へ！

秘密保全法に反対する愛知の会 国際情報部会

昨年12月6日、特定秘密保護法は強行可決されましたが、「秘密保全法に反対する愛知の会」は、この法律の廃止をめざして運動を続けていく決意です。

情報の統制や秘匿は民主主義の根幹に関わる問題です。この法案については、日弁連はじめ多くの団体が懸念と反対の意思を表明しましたが、国際的にも、国連の人権高等弁務官をはじめ、国際的人権団体や欧米の主要な言論機関から大きな批判が出されました。

秘密法廃止運動を続けていく上で、この法律が、国際的な人権基準に照らして大きく乖離しているという事実を、反対運動を進めている方々だけでなく広く多くの人々に知らせ、世論を盛り上げることが大切ではないかと考えました。

このような趣旨に基づき、「秘密保全法に反対する愛知の会」の中に「『表現の自由』に特化した国際的な人権活動の情報」を収集し、それを全国の活動団体などに広め、さらには国連等に情報を提供することを目的として、「国際情報部会」を設立することになりました。

当面の活動報告と展望

部会では、本年7月に開催される予定の「市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）」委員会の日本審査に合わせて、秘密保護法に関する勧告を求める働きかけを準備しています。日本はこの規約（条約）を批准しており、その内容を遵守するとともに、定期的に規約委員会の審査を受ける義務があります。

この機会を生かすため、部会アドバイザーである藤田早苗氏（英国エセックス大学講師）らに協力を求めました。国連人権特別報告者の声明後の国連と外務省のやり取りについての情報請求に対する日本政府からの返答とその英訳と黒塗りの資料（秘密法成立過程の情報開示文書；秘密法の素案）を藤田氏に送付し、3月上旬にジュネーブで国連人権専門官らと会い、情報の交換を行ってもらうこととしました。以下が、藤田氏のジュネーブでの活動報告の概略です。

- 1) 「国連人権特別報告者フランク・ラ・ルー氏に会い、黒塗りの資料などを見せた。これはさすがにインパクトがあったようで、なんでこんなに隠すのかという感じであった。アシスタントも少々びっくりしていた。」
（注）フランク氏は11月21日、以下のように秘密保護法案に強い懸念を表明しました。「透明性は民主主義ガバナンスの基本である。内部告発者、そして秘密を報道するジャーナリストにさえにも重大な脅威を孕んでいる」「ジャーナリストや個人が、公益のためと信じて機密情報を受け取り、または流布しても、他の個人を重大な危険の差し迫った状況に追いやることのない限り、いかなる処罰も受けてはならない」「公共問題に関する情報を秘密にすることか正当であるのは、その情報が公開されることで重大かつ実証可能な危険性があり、なおかつ、その危険性が情報を公開することによる公益性を上回る場合だけである」「例外的に情報が機密にされる必要があると当局が認めた場合でも、独立機関の審査が不可欠である」「違法行為や、公的機関による不正行為に関する情報を公務員が正当な目的で機密情報を公開した場合、法的制裁から守られなければならない」
- 2) フランク氏のビデオメッセージ（情報開示の大切さと透明性の確保のためにがんばっている日本の市民運動への激励で、藤田氏が撮影）取得しました。
- 3) 国連人権高等弁務官ピレイ氏に関する安倍首相の国会答弁に疑義が深まりました。また、ピレイ氏は今後も、秘密保護法について日本政府と対話をする意思があることを確認しました。以下に引用するのは、藤田氏の論稿の一部です。秘密法可決後も、国連人権部門のトップである高等弁務官が、懸念を持ち続け、注視し、内容

を検討していることは重要な意味を持ちます。

「また、先述のピレイ発言に関する一二月五日の安倍首相の国会答弁については、首相の答弁を筆者（注：藤田氏）が英訳してジュネーブ国連本部の担当官に送付して確認したところ、ピレイ氏の記者会見の翌日、ジュネーブの外務省日本代表部がピレイ氏に電話して対話をもったという。そこで、外務省は国会で修正が行われていることを説明し、ピレイ氏もそれは認めたが、彼女（注：ピレイ氏）の趣旨はその修正案を含めた法律をもとにこれからも日本政府と議論を続けたい、ということだという。つまり、人権高等弁務官としてはまだ秘密保護法には問題を感じており、今後も日本政府と対話をするつもりだということであろう。そこで筆者は最終修正部分を含んだ秘密保護法の英訳を国連に提供した。上記の担当官によると本稿執筆中の二月六日現在、その英訳に基づき最終版の秘密保護法を考察中で、さらに日本政府からの公式英訳を待って対話を始めたいという。

ピレイ高等弁務官は世界中の人権問題を扱うのである。そんな中、日本のまだ成立前の法案に対して警告の声を上げ、成立後の今も日本政府との話し合いを続ける姿勢を示しているのだ。秘密保護法の強行採決から既に二か月以上経過している。そしてこの法律は決して長いものではない。日本政府は迅速に公式英訳を準備し、一日も早く高等弁務官との対話を行うべきである。」

（注）ピレイ氏は12月3日、以下のように、秘密保護法案に対し政府や国会に慎重な審議を促すと発言しました。「何が秘密を構成するかなど、いくつかの懸念が十分明確になっていない」「国内外で懸念がある中で、成立を急ぐべきではない」「政府がどんな不都合な情報も秘密として認定できてしまう」「日本国憲法や国際人権法で保障されている表現の自由や情報にアクセスする権利への適切な措置が必要」

4) フランク・ラ・ルー氏は6月末に来日し、「国際人権基準」について話すことに意欲を持っていることを確認しました。実現すれば、7月の自由権委員会日本審査に向けて、世論を高める効果が期待できます。

5) 5月に日弁連が呼ぶ元米国政府NSC高官ハルペリン氏と面会。同氏は「やたらと秘密にすると、管理不能に陥り、本当に秘密にしなければならない情報を秘密にしておけなくなる」として秘密保護法案を批判した人物で、同氏が所属するオープン・ソサエティ財団はツワネ原則の作成に中心的役割を果たしました。以下に引用するのは、藤田氏の論稿の一部です。

「オープン・ソサエティ財団の上級顧問であり、アメリカ政府において安全保障に関する3つの要職を務めるモートン・ハルペリン氏は、『この法は、二世紀に民主的な政府によって検討された秘密保護法の中で最悪なものだ。同様に懸念すべきは、市民社会や国際的な専門家との協議をもたず法案を作成したその急ぎ方である』と述べた。」（中略）

「前述のハルペリン氏は修正部分を含んだ秘密保護法について、筆者とのやり取りで次のようにコメントした。

『最終版の秘密保護法は重要な修正を含むが、この法はまだ国際的な基準とベストプラクティス（最良の事例）に比べて極めて水準が低い。特に、この法は効果的な内部審査と法廷での審査を提供していない。情報公開に関する刑罰は政府役人にも課されるべきで、一般人や報道機関の者には適用されてはならず、内部告発者は守られなければならない。法案はあまりにも急いで、そして十分な公開討論を行わず成立した。政府は日本の市民社会と国際的な専門家との十分な話し合いを経たうえで、この法律の改定に専心するべきである。』」

6) その他、自由権規約委員会ヘロビー活動、NGOオーラルステートメント（国連人権理事会に対するHuman Rights Nowの秘密保護法批判声明）の発表支援などを行いました。

「秘密保全法に反対する愛知の会」は、秘密法廃止をめざし、今後もロビー活動や自由権規約委員会への報告書提出等を通じて、国連などに働きかけていきます。また、日本社会に、条約など国際基準の遵守や、自由権規約委員会日本審査の重要性を広める活動もやって行きます。

皆様方のご支援・ご鞭撻を心からお願い致します。

表現の自由に関する国連特別報告者フランク・ラ・ルー氏のビデオメッセージ

(2014年3月10日、ジュネーブ。記録及び文字化：藤田早苗)

私の名前はフランク・ラ・ルー、国連人権理事会の表現の自由に関する特別報告者です。この支援メッセージを情報の透明性を求め、秘密に反対し、情報へのアクセス（これらは非常に重要な事柄だと思います）を求めて活動を続けてきた日本の皆様、日本弁護士連合会、人権団体、そしてすべての個人の方々にお送りします。

私はいつも皆様に申し上げるのですが、表現の自由はわれわれが二つ方向で行使する権利です。一つには、どのような情報に対してもアクセスできるということ。つまり、科学、文化、犯罪捜査、また特に公共の情報に対してです。二つ目のレベルでは、それ（表現の自由）はあらゆる手段を介して情報を発信することによって、自分の考えを広める権利です。しかし、情報にアクセスする権利と表現の自由の間には、意見と思想の自由というものがあります。

私たちは気持ちや意見を、情報を得ることによって形成するのですが、そのようにして形成した自分の考えに基づいて、自分自身の立場を表明します。ですから、情報を得ることは非常に重要で、これによって、現実には、必要な時にいつでも情報に基づいた意思決定を行うことが可能になるのです。私が思うには、情報へのアクセスは、例えば、民主主義社会の市民の参加のための市民権に必要不可欠なものです。そして情報へのアクセスは、汚職とたたかうための透明性に有効であるばかりではなく、政策一般がどのようなものであるかを知るためにも、有効です。

人々が公の情報や情報へのアクセスについて語るとき、人々は普通、経済的な情報または予算のことを考えるでしょう。間違っていないかもしれませんが、これだけではありません。ある決定がなされた過程についての情報、政治的な決断や、公共政策が如何に確立されたか、なぜそれが確立されたのか、誰が決めたのか、そのプロセスに対する評価はあったのか、なかったのか、を知ることも含まれます。これらすべては人々が知る権利をもつあらゆる民主的な社会の要素であり、われわれが擁護するものです。

それゆえ秘密法は民主主義を弱める所以です。秘密保護は過去の遺物とすべきです。過去には、秘密保護は権力者を守るものと考えられていました。権力は神から皇帝へ、皇帝から市民へと引き継がれました。そして誰にも質問を差し挟む権利がなかったのです。これは、日本でも王を戴いたヨーロッパでも同様でした。

しかし、民主主義を確立するときには、これは逆です。権威は、人々に由来し、選挙によって選ばれた代表に委ねられます。そして、権威とは信頼を意味します。人々は選挙によって選ばれたか、あるいは指名された公務員を信頼しなければなりません。そして、信頼とは透明性を意味します。人々は何がなされたのか、誰が決めたのか、なぜそれらの決定がなされたのか、を知る権利があります。ですから、秘密保護の出番はもはや無いのです。

もちろん、例外はあります。他の個人の権利を保護するためという例外、ある特定の時期における国家安全保障のための例外、犯罪捜査の期間という例外などです。

しかし、これらは特定の短期間のことです。基本は公開であり、誰でも情報にアクセスできなければなりません。ジャーナリストは特にそうです。なぜなら、ジャーナリストは、新聞なり、ラジオなりで広く一般にきちんと報道するために、調査に基づいて情報を得ることが出来なければならないからです。

それで、私が考えるのは、公の情報は公共財だと認識すべきだ、ということです。公の情報は市民に属するのです。ポケットに仕舞込んで隠す人には属さないのです。このことが、秘密保護を、人々の利益に対立するもので、民主主義にも対立するもの、つまり本質的に反民主主義だ、と私たちが強く主張する所以です。

そのため、私たちが民主主義を確立するとき、情報へのアクセスを規定した法律が不可欠なのです。例外はあるかもしれませんが、必要最小限の例外です。そして例外は次の3つのルールによって規定されなければなりません。1) 法によって明文化されたものであること、2) 損害や他の人権侵害を防ぐために必要であること、3) そして、均衡が取れたものであり、秘密保護期間は、その人権を守るためだけの限定的なものでなければならないということ、です。

何でも禁止してしまうこと、何でも秘密にしまうことは、何度も言いますが、情報にアクセスする権利の侵害です。これは、国連人権委員会決議の原則ばかりではなく、欧州人権裁判所や米州人権裁判所のような地域裁判所でも、守られてきた考え方です。したがって、きわめて明確に定義されたものです。

これが、秘密保護を根絶し、情報へのアクセスを維持し、絶対的な透明性に到達するために日本でされている、皆様の活動に対して私が祝意を表する理由です。皆様は、貴国の未来のために活動されているのだと思います。世の中の出来事がどのようにして起こったのかについて完全に知ることが出来、市民権を完全に行使する人々だけが、未来の民主主義システムを真に構築することが出来るのです。

皆様に栄光あれ。

(和訳：津田秀一、高田洋子、藤田早苗)

1 秘密保全法に反対する愛知の会 の主な活動経過

《2012 年》

- ・2/10 自由法曹団愛知支部の弁護士の呼びかけで学習会、「準備会」発足 ※ブログ開設？
- ・4/2 結成総会 講師：本秀紀共同代表 150 人
- ・5/13 学習会「秘密保全法はどんな社会をもたらすか」講師：中谷雄二共同代表 80 人
- ・7/29 学習会「国民監視と秘密保全法」講師：中谷雄二共同代表 30 人
- ・10 月 twitter アカウント開設
- ・11/19 「極秘通信」発行開始（現在第 8 号）

《2013 年》

- ・3/30 1 周年記念総会 西山太吉さん講演「国家のウソが隠される！？」 200 人
- ・6/2 学習会「それって『秘密』？情報公開は秘密保全法ができたらどうなる」講師：内田隆さん 50 人
- ・7/1 参院選候補者公開アンケート ” 秘密保全法をどう考えていますか？ ” 結果発表
- ・8/17 学習会「おびやかされる民主主義～秘密保全法成立後の社会～」講師：本秀紀共同代表 110 人
- ・9/10 ブログでパブコメ文例公表 ※12 日から 6 日間で 13 万アクセス
(9 月 3 日～17 日 パブコメ募集、約 9 万件集まる)
- ・10/16 愛知県弁護士会主催のデモに参加 200 人
(10 月 25 日 法案を閣議決定、国会に提出)
- ・10/27 臺宏士さん講演「知る権利を奪うな！監視国家を作るな！10.27 市民集会」 400 人
- ・11/21 集会・デモ 2000 人 ※当初の政府日程における衆院通過予定日
(11 月 26 日 衆院特別委で可決、同日本会議でも可決（与党、みんな、維新が賛成。一部「造反」）)
- ・11/26 「愛知の会」・自由法曹団愛知支部・愛知県弁護士会 合同抗議行動
- ・11/30、12/1 他団体主催のデモに参加
- ・12/4 院内集会
- ・12/6 集会・デモ 4000 人
(12 月 6 日 深夜、参院本会議で可決・成立（与党のみ賛成、みんなと維新は退席）)
- ・12/23 藤田早苗さん講演「世界の流れに逆行する秘密保護法」 350 人

《2014 年》

- ・1/24 集会・デモ 3000 人
- ・3/6 飯島滋明さん講演「国家安全保障基本法と秘密保護法」 170 人

2 活動内容

- (1) 学習活動・・・学習会への講師派遣、独自学習会
- (2) イベント・・・デモ、集会、パネル展示、有志による「フラッシュモブ」
- (3) 情報発信・・・街頭宣伝（月 2 回＋α）、ブログ、twitter、ニュース「極秘通信」
- (4) 議会・議員への働きかけ・・・署名、「葉っぱ」付箋、選挙候補者への「公開アンケート」
- (5) 他団体・個人との連携・・・全国ネット、秘密保護法弁護団、自由権規約委員会への働きかけ

3 特徴

学習会に重点、地道な街頭宣伝、主体的な活動、党派を超えたつながり

「秘密保護法」廃止へ！実行委員会 結成から12.6までの取り組み

10月21日 実行委員会結成

10月28日 実行委員会

11月5日午後6時30分から、東京の文京区民センターで「秘密保護法」に反対する緊急集会が開催され、会場いっぱいの200名が参加した。講師として日弁連秘密保全法制対策本部副本部長の海渡雄一弁護士と東京新聞社の半田滋編集委員が登壇した。

11月7日「秘密保護法」何としても廃案に！～審議入り抗議行動に計650人

11月7日昼、市民250名以上が国会前に結集し、法案への反対の声をあげた。秘密保護法は明日にでも国会で本格審議に入る可能性が高くなり、「時間との競争」だと危機感をもって訴えた。「この法案は、国家機密法よりも悪くなっているのに、当時反対していた谷垣禎一さんら自民党議員は、ひとりを除いて反対の声をあげていない。しかし確実に『まずい』と思っている議員はいるはずだ。メディアの声や世論を盛り上げて絶対廃案にしよう」と呼びかけた。11月5日からは市民らが国会議員への陳情を続けているが、今後は抗議行動もあわせてより強い圧力をかけていく必要がある。「悔いのないよう、できることをすべてやろう」と参加した市民にアピールした。午後2時すぎからは、議員会館で記者会見が開かれ、メディア・市民など約40人が参加した。夜の官邸前行動にも400人が集い、昼夜併せて650人の結集となった。

11月13日超党派議員が銀座でリレートーク

国会審議が進んでいる11月13日、午後4時30分から5時35分、超党派国会議員によるリレートークが、東京・有楽町マリオン前で行われた。衆参両議院で審議中のなか、時間をやりくりして民主党・有田芳生、社民党・福島みずほ、照屋寛徳、共産党・田村智子、穀田恵二、生活の党・小宮山泰子、新党 大地・鈴木貴子の各議員が、寒風のなか「秘密保護法反対」のアピールを行った。約1時間のリレートークには、のべ300人の市民が各議員の発言に聞き入った。

11月14日一斉キャンペーン 新宿西口でアピール行動

「秘密保護法反対」の一点で21日に日比谷大集会を計画している「11.21 実行委員会」のメンバーら150人が、11月14日東京・新宿西口で大 宣伝行動を展開した。街宣車に上がった福島みずほ議員（同法特別委員会委員・写真）は、道行く人たちに呼びかける。「私は防衛秘密なんか関係ない、それは公務員の問題、と思ったらとんでもないです。民間企業で働く人も派遣で働くひとも、みんな芋づる式でターゲットになるのです。外国人に友人はいないか、飲 酒クセはないか、ブログで何を発信しているか、すべて調べられる。そういう法律です。安心してお酒飲んでられないですよ。そもそも情報は国民のもの。私は 国会で暴れます。一緒に廃案に追い込みましょう」。チラシの受け取りもいつもより間違いないよかった

STOP! 「秘密保護法」11.21 大集会に1万人

- 主催者挨拶 海渡雄一弁護士(秘密法反対ネット)
- 近藤昭一衆議院議員（民主党）、志位和夫委員長（日本共産党）、吉田忠智党首（社会民主党）、鈴木たかこ衆議院議員（メッセージ）、山本太郎参院議員
- 挨拶 日本弁護士連合会代表
- 発言 青井未帆さん（学習院大学法務研究科教授）、落合恵子さん（作家）、日比野敏陽さん（新聞労連委員長）、藤本泰成さん（平和フォーラム事務局長）、鈴木伶子さん（5・3憲法集会実行委員会・キリスト者平和ネット）、田島泰彦さん（上智大学教授）
- 集会宣言 西川香子さん（憲法会議）

11月26日衆院委員会強行採決に抗議！昼集会

11月26日午前の衆院特別委員会で「秘密保護法案」が強行採決された。議員会館前には続々と怒りの市民が集まってきた。官邸前の労働者集会とあわせて500人に達した。「福島公聴会では反対と懸念の意見ばかり。それを検討する時間もとらず強行採決。信じられない」「こんなことしていいのか、ひどすぎる!」。口元を奮わせて市民たちは怒りをぶつけた。共産党や社民党の国会議員も次々にマイク

を握り、「いまの国会議員は民意を無視している。参院で廃案を求めて徹底して闘う」と語る。国会周辺は、各グループの集会や座り込みの人々で騒然とした状態が続いている。(M)

12月2日国会前キャンドル行動に1500人

12月2日午後6時から、参議院議員会館前で、秘密保護法反対のキャンドル行動を開催した。開始30分ほどまえから、歩道を参加者が埋め始め、開始時には400人を超え、6時半すぎには用意したキャンドル50本、ペンライト1000本が出払い、最終的には1500人が集まる大行動となった。

12月3日廃案へ意志を固める～院内集会に130名

午後4時30分から、参議院議員会館で緊急院内集会を開催し、80名定員の会場に130名が参加した。主催者を代表して海渡雄一弁護士が「最後の3日間、廃案をめざして最後まで闘うが、もし強行採決で成立したとしても、法律への闘いを取り組むし、今度は安倍政権を倒し、法律の廃止をめざす闘いを進めていこう」と、固い決意を表明。

憲法学者からは、清水雅彦日体大准教授、飯島慈明名古屋学院大准教授が、出版社からは岩崎書店岩崎弘明社長が、札幌から若手弁護士2名が発言した。

12月4日安倍政権は民意を聞け！ヒューマンチェーンに6千人

続々と押し寄せる人の波。たくさんのプラカード。みんな怒りに満ちた表情だ。12月4日正午から始まった国会を取り囲む「秘密保護法反対」ヒューマンチェーンは、12時35分の段階ではぼつながあった。午後1時と1時30分の2回にわたって、国会は完全に包囲され、「秘密保護法反対」「強行採決やめろ」のコールが周辺一帯に響き渡った。集まった人数は、約6千人となった。

アリバイ「秘密保護法」公聴会に抗議～会場外に300人

「秘密保護法案」の公聴会が急きょ開かれることになった12月4日午後、およそ300人の市民がさいたま市大宮区の会場に詰めかけ、公聴会の中止と法案の廃止を求めた。

12月5日参院委員会「強行採決」に市民の怒り

国会前は熱かった。年寄りから若者まで、多様な人々が「絶叫」し声をからした。「特定秘密保護法反対！」「戦争する国絶対反対！」「安倍も石破も恥を知れ！」。リズミカルなコールが続く。多くの人の発言が示したのは、民主主義の根幹である「表現の自由」と「国民主権」を奪われてたまるか、という思いだった。12月5日午後4時すぎ、参院特別委員会の「強行採決」が伝えられると、国会前の怒りはピークに達した。そして、夜になるとニュースを知った市民が続々と集まってきた。国会議員も怒る、「あれは採決ではない。現場にいても何かなんだかわからなかった」。結局、市民の圧倒的怒りを前にして、この日の本会議採決は見送られた。攻防は、6日の参院本会議に移る。

12月6日、日比谷大集会・国会前抗議

12月6日午後6時から始まった東京・日比谷野音の「秘密保護法」廃案を求める大集会には、15000人もの人々が集まった。「戦争の危険を感じる」「民主主義がなくなる」、参加者は時代の危機を感じて立ち上がった人たちだ。その後国会前では、請願デモと路上で抗議をする人たちが合流し、国会は包囲状態となった。「採決反対」の大コールが途切れることなく続く。午後11時すぎ、参院本会議で強行可決。第一報が届くと一瞬、人々の表情が曇った。しかしすぐに「100%違憲の秘密保護法は絶対認めないぞ！」「主権者の声を聞け！」の声がわき起こった。

12月23日 実行委員会を「廃止へ」に改称し、継続して闘うことを決めた。

詳しくは、STOP!「秘密保護法」のサイトをご参照ください。

<http://www.himituho.com/>

新聞労働連

発行日 2013年6月1日

日本新聞労働組合連合
東京都文京区本郷2丁目
17-17 井門本郷ビル6階
電話 03(5842)2201
FAX 03(5842)2250
ホームページ <http://www.shinbunoren.or.jp/>
アドレス shinbunoren.or.jp/
(年間購読送料共2000円
組合員の購読料は組合費
に含めて徴収しています)

号外

取材記者 初の逮捕

警視庁公安部

秘密保全法違反容疑

メディア萎縮確実

防衛省と取り引きがある計測器メーカーの社員に対し防衛装備品についての情報を提供するよう取材で働きかけたとして警視庁公安部が毎朝新聞の記者(48)を逮捕し、毎朝新聞社と計測器メーカーの社屋を捜索していたことがX日、捜査関係者への取材で分かった。秘密保全法違反で記者が逮捕されたのは、2011年2月の同法施行以来、初めて。施行からわずか半年後に取材行為だけで記者が逮捕されたことで、新聞などメディアの萎縮がこれまで以上に進むことが確実視される。



無数の「特別秘密」が埋まっている霞が関。記者はいつ何時、秘密保全法違反に問われるかわからない



西海林 慧 記者

逮捕されたのは毎朝新聞社会部記者の西海林慧容疑者。捜査関係者によると、西海林容疑者は今年3月下旬、東京都北区の計測器メーカーの幹部宅を深夜に訪ね、防衛に関する特別秘密を漏らすよう働きかける教

こんな新聞を出さないために 秘密保全法に反対しています

唆行為を行った疑い。警視庁公安部は取材に対し西海林記者を逮捕したことは認めているが、容疑事実については「秘密保全法に基づく特別秘密の内容に関連することになるため公表できない」している。西海林記者と接見した弁

労働問題取材のはずが：

国が指定した防衛に関する「特別秘密」を取材しようとしたという秘密保全法違反容疑で新聞記者が初めて逮捕された。しかし逮捕容疑となった働きかけの対象はどのような「秘密」なのか、捜査当局は一切明ら

用語 秘密保全法

国の安全、外交、公共の安全と秩序の維持の3分野で国が「特別秘密」を指定。これを漏らしたり、漏らすよう求めた人に懲役10年以下の罰則を科す。処罰対象は「特別秘密」を扱う公務員に限らず関連する研究者、業者をはじめ、一般市民にも及ぶ。

護士は「西海林記者は元気づけられた。警察から取材内容については秘密保全法

何が秘密か分からず

「漏えい」教唆も犯罪に

解説

2011年の法制定以前から強く懸念されていた秘密保全法の問題点が、新聞記者の逮捕によって現実と

なっている。浮き上がった。第1の問題は「特別秘密」が極めて曖昧、かつ広範な概念のままで当局の恣意的な運用を許してしまっている実態と、その実態が国民

に一切、知らされないままに法が運用されていることだ。いったいどこに、どのような「特別秘密」があるのか皆目分らず、まさに「何が秘密か?」それが「漏えい」の教唆として扱

で地雷のように埋まっていた、それに触れたただで重罪に問われてしまう。記者だけでなく、一般市民も含め誰がいつそれに触れるのか分からない。さらに今回は、実際に秘密情報漏れが無くとも、漏らすよう求めただけで犯罪が成立する「独立教唆」の問題点も浮き上がった。逮捕された西海林記者が行ったのは対象に肉薄する一般的な取材行為だったはずだが、これが秘密保全法の「特定取得行為」や

利を保障している。とりわけ政治犯罪や出版に関する犯罪、国民の権利が問題となる場合は常に公開を義務づけている。しかし、今回の事件の裁判を公開すれば西海林記者が接触しようとしていた「特別秘密」は秘密ではなくなってしまう。逆に秘密を保つため非公開裁判にすれば明らかに憲法違反になる。当局が逮捕容疑すら開示していない中、起訴されれば暗黒裁判になるのは確実だ。

秘密保全法は安倍政権が多くの反対を押し切って強行導入した。記者の逮捕により新聞社をはじめとする報道現場は確実に萎縮が進むだろう。日本の民主主義と基本的人権の状況は極めて重大な局面にさしかかっている。

大きな衝撃を受けている。西海林記者は記者歴25年のベテラン。労働問題専門記者として活躍し、非正規労働や貧困問題、労災事故の実態を掘り起こす取材、報道を続けていた。

毎朝新聞関係者によると西海林記者は最近、計測器メーカーがアフリカのスーダンに派遣した社員の事故の取材を続けていたという。ある同僚記者は「西海林さんは「計測器メーカー

「不当な弾圧」

新聞労働連が声明

秘密保全法違反で記者が逮捕されたことについて新聞労働連は「極めて不当な弾圧だ。西海林記者の救出に

全力を挙げたい。取材行為が秘密を漏らすための「教唆」とされるなら、記者は金輪際、取材ができなくなる。秘密保全法は国民の知る権利を大幅に制限するものであり、即時廃止すべきだ」という声明を発表した。

この記事はフィクションです。

特定秘密保護法案 12・6大集会



「廃案」求める声 国会周辺でこだま

「特定秘密保護法案は私たち新聞産業で働く全ての人にかかわる問題です。秘密保護法を理由、あるいは口実にした情報統制やリーク、情報隠蔽が全国の取材現場、報道現場にどのように現れるのかに目を凝らすことは、私たちの義務となります。」

特定秘密保護法が参議院本会議で強行採決によって成立した2013年12月6日は、新聞労連が呼び掛け5団体の一角を担った『「秘密保護法」廃案へ！実行委員会』主催の大集会が東京の日比谷野外音楽堂で開催され、11月21日の1万人大集会を上回る1万5000人（主催者発表）が参加し、大成功した。その模様を写真で紹介するとともに、今後の行動提起と12月3日の参議院国家安全保障特別委員会での日比野敏陽委員長の参考人質疑での陳述要旨を紹介する。

行 動 提 起

秘密保護法が成立しました。新聞労連としてすぐにも新しい取り組みを始めなければなりません。「成立してしまっただけで仕方がない」とあきらめてしまつては、都合のいい情報だけを垂れ流そうとする安倍政権の思ひがままです。「私たちは怒っている」と言い続けないければ「納得した」と受け止められてしまひます。負けてはいられません。

秘密保護法は1年以内に施行されます。法律廃止に
新聞労連が呼び掛け団体
の1つになっている『秘密保護法』廃止へ！実行委員会（「廃案へ」から改称）では、3月末を1次集約とする廃止を求める請願署名と、通常国会の開会日と予想される1月24日に「国会大包囲」と院内集会への参加を呼び掛けています。M ICとして参加している
「Sto p秘密保護法共同行動」では1月16日に院内集会、その前後に街宣活動も予定しています。こうした活動に積極的に参加していきましょう。

1万5000人、日比谷に結集

12月3日、参議院国家安全保障特別委員会に日比野敏陽委員長が野党推薦の参考人として出席した。野党から日比野委員長に対し「取材、報道する現場の人として、秘密保護法案に対する意見を述べてもらいたい」という申し出があったため、新聞労連としての従来からの意見を述べることは新聞人としての義務であると理解し、中央執行委員会の了承を得て出席した。以下、陳述要旨。

本日は、一新聞記者として、新聞労連の代表として参りました。取材、報道に携わる者として秘密保護法案には極めて問題が多く、国民の知る権利に奉仕する取材、報道の自由を大きく損なうことを指摘し、廃案を求めます。

法案には知る権利と取材、報道の自由に配慮する規定が盛り込まれ、政府からはこれにより報道や取材が過剰に規制されることはないという説明がありますが、しかし、とてもそうは思えません。法案は「著しく不当な行為」でない限り正当な取材だとしていますが、「著しく不当な行為」とは何でしょうか。政府の説明はきわめて曖昧です。

そもそも「配慮する」主体は捜査当局です。「捜査当局に配慮してもらうように取材中も自分で規制しなさい」と言っているようなものです。率直に言つて、取材手法について当局に指図される筋台はありません。そもそも、知る権利、報道と取材の自由が盛り込まれても、取材相手であり情報源である公務員や関係者が萎縮し、国民・読者に知らせるべき重要な情報

が出てなくななくなるのは確実です。

12月3日参議院特別委参考人質疑の日比野委員長の陳述(要旨)

秘密漏えいの「教唆」や「扇動」も処罰対象です。実際には秘密情報取得できず報道には至らずとも秘密を知る相手に接触し取材しようとしただけで「教唆」や「扇動」の罪が成立してしまふ可能性があります。

仮に記者、ジャーナリストが処罰対象にならずとも、情報を記者に提供した人を逮捕、起訴して公判を維持しようとするれば、その記者は無関係ではいられません。捜査当局は、どのような情報が記者に提供されたかを立証するために記者のメモや資料を押収し、報道機関を捜索することもあります。記者が逮捕されずとも報道に対する弾圧は可能になります。

そもそも「記者を逮捕はしないかもしれないが、捜査対象にはできる」というこの法案の構造に重大な問題があります。記者が秘密を把握したとしても、報道する前に捜査機関が記者に接触し強制捜査をちらつかせれば、記者は躊躇し公表すべきタイミングで報道できなくなる可能性があります。記者を処罰の対象から外しても、取材・報道の自由は損なわれてしまひます。

あらゆる権力に矛盾があり、必ず不正や腐敗があります。権力の内部で不正を告発する人の存在はジャーナリズムの健全な成長にとって不可欠なことです。民主主義社会にとつては不可欠な存在を、秘密保護法案は懲役10年という厳罰で抑さえ込むことになるのです。日本社会と民主主義の健全な発展につながるとは考えられません。

知る権利は、それをいくら振りかざしても、国民・読者に伝えなければならぬ情報は出てきません。自動販売機にお金を入れれば缶コーヒーが出てくるようにはいかないのです。法案に国民の知る権利と報道・取材の自由を入れたら、国民にとって重要な情報が出てくるというわけではないのです。

取材・報道は人間対人間の極めて泥臭い仕事であり、情報は人間から取るしかありません。廃案にするべきだと強く訴えます。

参議院は良識の府です。強行可決は絶対に許されません。このような問題が多すぎる法案は廃案にするべきだと強く訴えます。

秘密保護法の廃止を強く求める

2013年12月9日

日本新聞労働組合連合（新聞労連）

中央執行委員長 日比野 敏陽

特定秘密保護法案（秘密保護法案）は12月6日深夜、自民党と公明党によって強行可決された。憲法に明らかに違反し、根本的な欠陥があるにもかかわらず、十分な審議もなく強引に可決された。「良識の府」であるはずの参議院の強行採決は憲政史上に残る暴挙だ。新聞労連は安倍政権と与党の卑劣な行いに対し強く抗議するとともに、本日から秘密保護法の廃止を求める運動に取り組むことを宣言する。

秘密保護法には報道への「配慮」条項が入っているが、配慮するかどうかは当局の胸先三寸である。秘密指定も密室で行われる。新聞記者が秘密に接触しようとしただけで処罰対象になる構造がある限り配慮規定は機能しない。新聞労連が加盟する国際ジャーナリスト連盟（IFJ）も「ジャーナリストを好きなように起訴できる可能性を政府に許すいかなる法律も、非難されなければならない」と批判している。

国の情報は主権者である国民のものであり、一部の政治家や官僚のものではない。ところが、秘密保護法は政府が恣意的に情報を秘密指定でき、永久に非公開にすることも可能にした。行政が情報を統制し司法や立法府に対して突出した力を持てば、それは独裁国家だ。安倍首相は国会の終盤に秘密指定をチェックする機関の設置を持ち出したが、身内の官僚で固める組織に過ぎず、おためごかしもはなはだしい。

一方、新聞の経営者団体である日本新聞協会はこの間、法案に対し「強い危惧」を表明したに過ぎず、事実上、何もしてこなかった。国会審議で法案の欠陥が次々と明らかになったにもかかわらず、新聞協会は何の発信も行わなかった。新聞協会の姿勢は、新聞業界に対する読者・国民の不信感を増幅させ、その価値を損ねているといえよう。極めて許しがたい行為だ。

法が施行されたとしても、新聞労働者はひるまない。読者・国民に知らせなければならない情報は何が何でも知らせる、という気概は法の成立で失われることはない。仮に秘密保護法による弾圧があれば、新聞労連は一致団結して闘うだけである。

以上

安倍政権と防衛省は報道に対する弾圧行為を撤回し謝罪せよ

2014年3月4日

日本新聞労働組合連合（新聞労連）

中央執行委員長 日比野 敏陽

防衛省は琉球新報の記事について事実と異なるとして2月24日、琉球新報社と日本新聞協会に文書で抗議した。これは防衛省と安倍政権による報道への弾圧であるとともに、新聞業界を政府の管理下に置こうとする意図が明らかな行為である。極めて不当であり許しがたい。新聞労連は防衛省と安倍政権の不当な行為に対し断固抗議する。安倍政権と防衛省は琉球新報社および新聞協会への抗議を撤回し、愚かな行いについて深く反省し謝罪せよ。

琉球新報は2月23日付紙面で陸上自衛隊の警備部隊配備先として石垣市の2カ所が候補地に挙がっていると報じた。防衛省は「事実と異なる」として琉球新報社と日本新聞協会に文書で抗議した。琉球新報には訂正も求めた。菅義偉官房長官は28日の記者会見で、23日が石垣市長選の告示日と重なっていたことから「選挙の公正性に影響を及ぼしかねない」と批判した。防衛省の報道官は会見で新聞協会に抗議したことについて「（他紙で）同種の報道が続き、地元でも大きな懸念が広がりがねないということもあった」と話した。

政府が昨年、南西諸島の防衛体制強化として警備部隊新設の方針を明らかにして以来、配備先として石垣や宮古、奄美が有力視されている。これはすでにメディア各社が報じ、賛否両論の議論が起きている。部隊がどこに配備されるのか、政府は明らかにしないままだが各地元では切実な関心事になっている。こうした中、琉球新報は独自の取材で現状を報じたのであり、それが「事実と異なる」ならば政府として配備計画の現状や詳細を明らかにすればいいだけだ。

菅官房長官や防衛省報道官の発言は、都合が悪い報道がなされたときに政府関係者が必ず口にしてきた言葉だ。「公正性」とは政府にとって都合の良いことであり、「地元でも大きな懸念が広がりがねない」というのは、情報コントロールができなくなることを恐れているだけである。政府は弱者ではない。情報と決定権を握り、常日頃から情報を選択して公表しているのにもかかわらず、自らの意に沿わない報道に対して被害者面することは犯罪的ですらある。

政府が新聞協会へ抗議したことも許しがたい。新聞協会と各新聞社の関係に上下関係はない。政府が業界団体に申し入れれば、そこに参加している会社は言うことを聞くという発想の裏には、戦前のように政府が新聞業界を管理しようとする意図が読み取れる。私たち新聞労働者は今回の琉球新報に対する政府の対応を厳しく糾弾する。同時に、新聞協会と全国の新聞経営者にもこの事態を看過してはならないと訴える。新聞協会は政府の抗議を突き返すべきだ。

「ナチスが最初共産主義者を攻撃したとき、私は声を上げなかった。私は共産主義者ではなかったから。社会民主主義者が牢獄に入れられたとき、私は声を上げなかった。私は社会民主主義者ではなかったから。彼らが労働組合員たちを攻撃したとき、私は声を上げなかった。私は労働組合員ではなかったから。そして、彼らが私を攻撃したとき、私のために声を上げる者は、誰一人残っていなかった」

反ナチズム運動を率いたニーメラー牧師はこのように訴えた。今回、私たちが抗議するのは、この事件が琉球新報だけの問題ではないと考えるからだ。新聞協会や新聞経営者が今回の事態を前にして「うちは琉球新報ではないから」「沖縄ではないから」と放置すれば、いずれ新聞業界全体が弾圧の対象になるだろう。

年内にも特定秘密保護法が施行されようとしている。施行後ならば記者が逮捕され、新聞社が搜索を受けたのではないかな。そのような事態を招いてはならない。だからこそ、私たちはいま、声を上げなければならない。

以上

「秘密法」に関する地方議会意見書リスト (2014.3.31 現在)

通し No	参院受理年月日	件名	提出議会名	内容 符号	都道府 県番号
1	2013/12/12	特定秘密保護法の撤廃を求める意見書	埼玉県宮代町議会	B	11
2	2013/12/16	特定秘密の保護に関する法律の拙速な成立に抗議し法律の抜本的な見直しを求める意見書	岩手県議会	D	3
3	2013/12/16	「特定秘密の保護に関する法律」の強行採決に抗議し、廃止を求める意見書	北海道森町議会	B	1
4	2013/12/16	秘密保護法の凍結を求める要望意見書	北海道余市町議会	C	1
5	2013/12/16	特定秘密の保護に関する法律の参議院での強行採決に強く抗議し、同法の廃止を求める意見書	沖縄県読谷村議会	B	47
6	2013/12/17	特定秘密の保護に関する法律に対し慎重な運用を求める意見書	長野県辰野町議会	E	20
7	2013/12/17	特定秘密保護法の見直しと慎重な運用を求める意見書	長野県山ノ内町議会	D	20
8	2013/12/17	特定秘密保護法の必要な修正を早急に行うことを求める意見書	長野県南箕輪村議会	D	20
9	2013/12/18	特定秘密保護法の凍結を求める意見書	北海道南幌町議会	C	1
10	2013/12/18	特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書	長野県小布施町議会	B	20
11	2013/12/18	特定秘密保護法の撤廃を求める意見書	奈良県吉野町議会	B	29
12	2013/12/18	特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書	沖縄県西原町議会	B	47
13	2013/12/18	特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書	長野県中川村議会	B	20
14	2013/12/18	特定秘密保護法に反対する意見書	長野県高山村議会	F	20
15	2013/12/18	特定秘密保護法の採決に抗議し廃止を求める意見書	長野県木島平村議会	B	20
16	2013/12/19	「特定秘密保護法案」強行採決に抗議し、民主的な国会運営を求める意見書	東京都調布市議会	A	13
17	2013/12/19	特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書	神奈川県葉山町議会	B	14
18	2013/12/19	特定秘密保護法に関する意見書	長野県栄村議会	J	20
19	2013/12/20	特定秘密の保護に関する法律の拙速な成立に抗議し、法律の抜本的な見直しを求める意見書	岩手県奥州市議会	D	3
20	2013/12/20	特定秘密の保護に関する法律の適正な運用方法を早急に確立することを求める意見書	長野県長野市議会	E	20
21	2013/12/20	特定秘密保護法の運用に関する意見書	長野県松本市議会	E	20
22	2013/12/20	特定秘密保護法に関し国民に対する十分な説明と対応を求める意見書	長野県岡谷市議会	G	20
23	2013/12/20	特定秘密の保護に関する法律(特定秘密保護法)の即時廃止を求める意見書	北海道豊富町議会	B	1
24	2013/12/20	特定秘密保護法の廃止を求める意見書	福島県南会津町議会	B	7
25	2013/12/20	特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書	福島県浪江町議会	B	7
26	2013/12/20	特定秘密保護法の廃止を求める意見書	長野県富士見町議会	B	20
27	2013/12/20	秘密保護法に関する意見書	長野県池田町議会	J	20
28	2013/12/20	特定秘密保護法の撤廃を求める意見書	長崎県長与町議会	B	42
29	2013/12/24	「特定秘密の保護に関する法律」の廃止を求める意見書	北海道根室市議会	B	1
30	2013/12/24	特定秘密の保護に関する法律の拙速な成立に抗議し同法の廃止を求める意見書	岩手県花巻市議会	B	3
31	2013/12/24	特定秘密の保護に関する法律の慎重・適正な運用を求める意見書	長野県茅野市議会	E	20
32	2013/12/24	特定秘密保護法の抜本的修正・再考を求める意見書	滋賀県長浜市議会	D	25
33	2013/12/24	特定秘密保護法の撤廃を求める意見書	高知県安芸市議会	B	39
34	2013/12/24	特定秘密保護法の凍結を求める意見書	北海道仁木町議会	C	1
35	2013/12/24	特定秘密保護法の廃止を求める意見書	宮城県美里町議会	B	4
36	2013/12/24	特定秘密保護法案強行採決に抗議し、廃止を求める意見書	長野県長和町議会	B	20
37	2013/12/24	特定秘密保護法案強行採決に抗議し、廃止を求める意見書	長野県下諏訪町議会	B	20
38	2013/12/24	特定秘密保護法の廃止を求める意見書	兵庫県新温泉町議会	B	28
39	2013/12/24	特定秘密保護法の強行採決に抗議し、撤廃を求める意見書	高知県本山町議会	B	39
40	2013/12/24	特定秘密の保護に関する法律の参議院での強行可決に強く抗議し、同法を廃止し再度慎重審議を求める意見書	沖縄県与那原町議会	B	47
41	2013/12/24	特定秘密保護法の施行を前に、国民に納得のいく説明と独立した監視機関の設置を求める意見書	長野県野沢温泉村議会	G	20
42	2013/12/25	特定秘密保護法に関する意見書	新潟県議会	J	15
43	2013/12/25	「特定秘密の保護に関する法律」に関する意見書	長野県高森町議会	J	20

44	2013/12/25	特定秘密保護法の拙速な成立に抗議し抜本的な見直しを求める意見書	長野県木祖村議会	D	20
45	2013/12/25	特定秘密保護法案強行採決に抗議し、廃止を求める意見書	長野県生坂村議会	B	20
46	2013/12/25	特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書	沖縄県宜野座村議会	B	47
47	2013/12/26	特定秘密保護法の拙速な成立に抗議し撤廃を求める意見書	北海道芦別市議会	B	1
48	2013/12/26	特定秘密の保護に関する法律の拙速な成立に抗議し法律の抜本的な見直しを求める意見書	岩手県久慈市議会	D	3
48	2013/12/26	特定秘密保護法の適正な運用方法を早急に検討することを求める意見書	長野県安曇野市議会	E	20
50	2013/12/26	特定秘密保護法の運用についての慎重かつ十分な協議と、きめ細かな国民への説明を求める意見書	高知県四万十市議会	E	39
51	2013/12/26	特定秘密保護法の凍結を求める要望意見書	北海道音更町議会	C	1
52	2013/12/26	特定秘密保護法の廃止を求める意見書	北海道幕別町議会	B	1
53	2013/12/26	特定秘密保護法の見直しと適正な運用を求める意見書	長野県木曽町議会	D	20
54	2013/12/26	特定秘密保護法の撤廃を求める意見書	福岡県志免町議会	B	40
55	2013/12/26	特定秘密保護法の慎重な運用を求める意見書	長野県山形村議会	E	20
56	2013/12/26	特定秘密保護法の施行に関する意見書	長野県白馬村議会	E	20
57	2013/12/26	特定秘密保護法、及び国家安全保障会議(NSC)の廃止を求める意見書	沖縄県中城村議会	B	47
58	2013/12/27	特定秘密保護法の慎重・適正な運用を求める意見書	長野県伊那市議会	E	20
59	2013/12/27	特定秘密保護法の慎重な運用を求める意見書	長野県飯山市議会	E	20
60	2013/12/27	特定秘密の保護に関する法律の慎重な運用を求める意見書	兵庫県高砂市議会	E	28
61	2013/12/27	特定秘密の保護に関する法律の廃止又は抜本的改正を求める意見書	鳥取県米子市議会	B	31
62	2013/12/27	特定秘密の保護に関する法律の「凍結」を求める意見書	北海道岩内町議会	C	1
63	2013/12/27	「特定秘密保護法」の凍結を求める意見書	北海道安平町議会	C	1
64	2013/12/27	特定秘密保護法の凍結を求める意見書	北海道芽室町議会	C	1
65	2013/12/27	特定秘密の保護に関する法律の撤廃を求める意見書	岩手県軽米町議会	B	3
66	2013/12/27	特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書	沖縄県嘉手納町議会	B	47
67	2013/12/27	特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書	沖縄県北谷町議会	B	47
68	2013/12/27	特定秘密の保護に関する法律の強行可決に強く抗議し、同法の廃止を求める意見書	沖縄県大宜味村議会	B	47
69	2014/1/6	特定秘密保護法の慎重な執行を求める意見書	鳥取県議会	E	31
70	2014/1/6	特定秘密保護法のいったん廃止を求める意見書	千葉県白井市議会	B	12
71	2014/1/6	特定秘密保護法の実施は憲法に則り、慎重な運用を求める意見書	静岡県焼津市議会	E	22
72	2014/1/6	特定秘密保護法の施行に対し、十分な説明と整備を求める意見書	京都府木津川市議会	G	26
73	2014/1/6	特定秘密保護法の拙速な成立に抗議し、法律の撤廃を求める意見書	大阪府吹田市議会	B	27
74	2014/1/6	特定秘密保護法の撤廃を求める意見書	島根県吉賀町議会	B	32
75	2014/1/6	特定秘密保護法の強行採決に抗議し、撤廃を求める意見書	高知県大豊町議会	B	39
76	2014/1/6	特定秘密保護法案の強行採決に抗議し、廃止を求める意見書	長野県阿智村議会	B	20
77	2014/1/6	特定秘密の保護に関する法律の慎重な運用を求める意見書	長野県大鹿村議会	E	20
78	2014/1/6	特定秘密保護法の適正な運用を求める意見書	長野県松川村議会	E	20
79	2014/1/6	特定秘密法の強行採決に強く抗議し直ちに廃止を求める意見書	愛知県飛島村議会	B	23
80	2014/1/6	特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書	沖縄県北中城村議会	B	47
81	2014/1/9	「特定秘密保護法案」「社会保障プログラム法案」の強行採決に抗議する意見書	京都府長岡京市議会	A	26
82	2014/1/16	特定秘密保護法の廃止を求める意見書	高知県四万十町議会	B	39
83	2014/1/22	特定秘密の保護に関する法律の慎重な運用を求める意見書	長野県松川町議会	E	20
84	2014/1/22	特定秘密保護に関する法律施行に伴う国会の慎重審議を求める意見書	長野県上松町議会	E	20
85	2014/1/23	特定秘密保護法の慎重な運用を求める意見書	兵庫県加古川市議会	E	28
86	2014/3/3	特定秘密保護法の適正な運用方法を早急に検討することを求める意見書	長野県上田市議会	E	30
87	2014/3/3	「特定秘密保護法」の廃止を求める意見書	滋賀県湖南市議会	B	25
88	2014/3/3	特定秘密保護法の廃止を求める意見書	北海道小清水町議会	B	1
89	2014/3/12	特定秘密保護法の廃止を求める意見書	北海道初山別村議会	B	1
90	2014/3/13	特定秘密の保護に関する法律の撤廃を求める意見書	青森県蓬田村議会	B	2
91	2014/3/14	特定秘密保護法の廃止を求める意見書	北海道むかわ町議会	B	1

92	2014/3/14	特定秘密保護法の廃止を求める意見書	北海道日高町議会	B	1
93	2014/3/14	特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書	愛媛県上島町議会	B	38
94	2014/3/17	特定秘密保護法の廃止を求める意見書	秋田県仙北市議会	B	5
95	2014/3/17	特定秘密保護法の廃止を求める意見書	北海道江差町議会	B	1
96	2014/3/17	特定秘密保護法の廃止を求める意見書	北海道豊頃町議会	B	1
97	2014/3/17	特定秘密保護法の慎重運用することを強く求める意見書	北海道中標津町議会	E	1
98	2014/3/18	特定秘密保護法の撤廃を求める意見書	埼玉県鳩山町議会	B	11
99	2014/3/18	特定秘密の保護に関する法律の撤廃を求める意見書	青森県佐井村議会	B	2
100	2014/3/18	特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書	長野県山形村議会	B	20
101	2014/3/19	特定秘密保護法の廃止を求める意見書	北海道奈井江町議会	B	1
102	2014/3/19	特定秘密保護法の廃止を求める意見書	北海道増毛町議会	B	1
103	2014/3/19	特定秘密保護法の廃止を求める意見書	北海道津別町議会	B	1
104	2014/3/19	特定秘密保護法の廃止を求める要望意見書	北海道大空町議会	B	1
105	2014/3/19	特定秘密保護法の廃止を求める意見書	北海道標津町議会	B	1
106	2014/3/19	特定秘密保護法の適正運用を求める意見書	長野県小谷村議会	E	20
107	2014/3/20	特定秘密保護法の廃止を求める意見書	北海道中川町議会	B	1
108	2014/3/20	特定秘密保護法の是正を求める意見書	北海道浜頓別町議会	D	1
109	2014/3/20	特定秘密保護法の廃止を求める意見書	北海道新冠町議会	B	1
110	2014/3/20	特定秘密保護法の廃止を求める意見書	北海道池田町議会	B	1
111	2014/3/20	特定秘密保護法の廃止を求める意見書	秋田県三種町議会	B	5
112	2014/3/20	特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書	福島県桑折町議会	B	7
113	2014/3/20	特定秘密保護法の廃止を求める意見書	北海道占冠村議会	B	1
114	2014/3/20	特定秘密保護法の廃止を求める意見書	北海道中札内村議会	B	1
115	2014/3/20	特定秘密保護法の廃止を求める意見書	北海道更別村議会	B	1
116	2014/3/24	特定秘密保護法の廃止を求める意見書	北海道福島町議会	B	1
117	2014/3/24	特定秘密保護法の廃止を求める意見書	北海道上士幌町議会	B	1
118	2014/3/24	特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書	長野県木祖村議会	B	20
119	2014/3/25	特定秘密保護法の慎重な運用を求める意見書	茨城県水戸市議会	E	8
120	2014/3/25	特定秘密保護法の廃止を求める意見書	北海道本別町議会	B	1
121	2014/3/25	特定秘密保護法の廃止を求める意見書	北海道浦幌町議会	B	1
122	2014/3/25	特定秘密保護法の廃止を求める意見書	埼玉県小鹿野町議会	B	11
123	2014/3/25	特定秘密の保護に関する法律の撤廃を求めること及び集团的自衛権行使に関する憲法解釈の見直しに反対する意見書	山梨県市川三郷町議会	B	19
124	2014/3/25	特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書	長野県飯綱町議会	B	20
125	2014/3/25	「特定秘密の保護に関する法律」の廃止を求める意見書	徳島県板野町議会	B	36
126	2014/3/25	特定秘密保護法の廃止を求める意見書	高知県土佐町議会	B	39
127	2014/3/25	特定秘密保護法の慎重・適正な運用を求める意見書	長野県原村議会	E	20
128	2014/3/26	「特定秘密保護法」の廃止を求める意見書	長野県佐久市議会	B	20
129	2014/3/26	特定秘密の保護に関する法律に対し厳格な運用を求める意見書	静岡県浜松市議会	E	22
130	2014/3/26	特定秘密保護法の廃止を求める意見書	北海道上川町議会	B	1
131	2014/3/26	特定秘密保護法の廃止を求める意見書	北海道清里町議会	B	1
132	2014/3/26	特定秘密保護法の廃止を求める意見書	北海道平取町議会	B	1
133	2014/3/27	特定秘密の保護に関する法律の拙速な成立に抗議し見直しを求める意見書	岩手県北上市議会	D	3
134	2014/3/27	特定秘密保護法の廃止を求める意見書	山形県長井市議会	B	6
135	2014/3/27	特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書	茨城県取手市議会	B	8
136	2014/3/27	「特定秘密の保護に関する法律」の即時廃止を求める意見書	長野県中野市議会	B	20
137	2014/3/27	特定秘密保護法の廃止を求める意見書	北海道黒松内町議会	B	1
138	2014/3/27	特定秘密保護法の廃止を求める意見書	北海道和寒町議会	B	1
139	2014/3/27	特定秘密保護法の廃止を求める意見書	秋田県五城目町議会	B	5
140	2014/3/27	特定秘密の保護に関する法律に対する意見書	鳥取県湯梨浜町議会	J	31
141	2014/3/27	特定秘密の保護に関する法律の廃止または抜本的改正を求める意見書	鳥取県琴浦町議会	B	31
142	2014/3/27	「特定秘密保護法」に対するしっかりとした監視チェック体制の構築を求める意見書	福岡県広川町議会	E	40

143	2014/3/27	特定秘密の保護に関する法律の慎重な運用を求める意見書	長野県下條村議会	E	20
144	2014/3/28	特定秘密保護法の適正な運用を求める意見書	長野県須坂市議会	E	20
145	2014/3/28	特定秘密保護法の施行凍結を求める意見書	北海道ニセコ町議会	C	1
146	2014/3/28	特定秘密保護法の廃止を求める意見書	北海道上砂川町議会	B	1
147	2014/3/28	特定秘密保護法の廃止を求める意見書	北海道斜里町議会	B	1
148	2014/3/28	特定秘密保護法の廃止を求める意見書	福島県石川町議会	B	7
149	2014/3/28	特定秘密の保護に関する法律の抜本的改正を求める意見書	鳥取県北栄町議会	D	31
150	2014/3/31	特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書	山形県山形市議会	B	6
151	2014/3/31	特定秘密保護法の運用に関する意見書	岐阜県郡上市議会	E	21
152	2014/3/31	「特定秘密の保護に関する法律」の撤廃を求める意見書	鹿児島県出水市議会	B	46
153	2014/3/31	特定秘密保護法の廃止を求める意見書	北海道美瑛町議会	B	1
154	2014/3/31	「特定秘密の保護に関する法律」の廃止を求める意見書	鳥取県日南市議会	B	31
155	2014/3/31	特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書	長野県豊丘村議会	B	20
156	2014/3/31	特定秘密の保護に関する法律の廃止をもとめる意見書	長野県小川村議会	B	20

法案成立を受けて地方議会で採択され、衆参両院議長宛に送付された意見書のうち、2013年12月9日から2014年3月31日までに参議院で受理されたものを基本として作成。

「秘密法」に関する地方議会意見書

「成立後」のもの。2014.3.31現在

都道府県番号	都道府県名	採択数	都道府県番号	都道府県名	採択数	都道府県番号	都道府県名	採択数	都道府県番号	都道府県名	採択数
1	北海道	44	13	東京都	1	25	滋賀県	2	37	香川県	0
2	青森県	2	14	神奈川県	1	26	京都府	2	38	愛媛県	0
3	岩手県	6	15	新潟県	1	27	大阪府	1	39	高知県	6
4	宮城県	1	16	富山県	0	28	兵庫県	3	40	福岡県	2
5	秋田県	3	17	石川県	0	29	奈良県	1	41	佐賀県	0
6	山形県	2	18	福井県	0	30	和歌山県	0	42	長崎県	1
7	福島県	4	19	山梨県	1	31	鳥取県	6	43	熊本県	0
8	茨城県	2	20	長野県	43	32	島根県	1	44	大分県	0
9	栃木県	0	21	岐阜県	1	33	岡山県	0	45	宮崎県	0
10	群馬県	0	22	静岡県	2	34	広島県	0	46	鹿児島県	1
11	埼玉県	3	23	愛知県	1	35	山口県	0	47	沖縄県	9
12	千葉県	1	24	三重県	0	36	徳島県	1		全国	156

- A 強行採決への抗議のみ = 2
- B 廃案・廃止 = 98
- C 凍結 = 8
- D (抜本)見直し・修正 = 11
- E 慎重・適正運用 = 28
- F 反対 = 1
- G 説明要求 = 3
- J 不明・その他 = 5

参考：秘密法成立前に出された意見書

No	件名	提出議会名	内容 符号	都 道
1	特定秘密保護法の制定に反対する意見書	長野県坂城町議会	a	20
2	特定秘密の保護に関する法律案の制度検討に当たっての意見書	北海道議会	c	1
3	特定秘密の保護に関する法律案に対し慎重な対応を求める意見書	福島県議会	b	7
4	「特定秘密の保護に関する法律」の制定に関し、慎重審議を求める意見書	北海道八雲町議会	b	1
5	特定秘密の保護に関する法律案に対し慎重な対応を求める意見書	愛知県弥富市議会	b	23
6	特定秘密保護法案に対し慎重な審議を求める意見書	愛知県日進市議会	b	23
7	「特定秘密保護法案」の慎重審議を求める意見書	茨城県取手市議会	b	8
8	特定秘密の保護に関する法律案に対し慎重な対応を求める意見書	福島県二本松市議会	b	7
9	特定秘密保護法案の慎重審議を求める意見書	東京都小金井市議会	b	13
10	特定秘密保護法案に対する慎重な対応を求める意見書	長野県須坂市議会	b	20
11	特定秘密保護法案に対する慎重な審議を求める意見書	長野県飯山市議会	b	20
12	特定秘密の保護に関する法律案に対し慎重な対応を求める意見書	滋賀県守山市議会	b	25
13	今国会における特定秘密の保護に関する法律制定に反対する意見書	長野県喬木村議会	a	20
14	秘密保護法案の廃案を求める意見書	東京都国立市議会	a	13
15	特定秘密保護法案に反対する意見書	高知県土佐清水市議会	a	39
16	「特定秘密保護法案」について慎重審議を求める意見書	鹿児島県西之表市議会	b	46
17	特定秘密保護法案の制定に反対する意見書	北海道本別町議会	a	1
18	秘密保護法は廃案にすることを求める意見書	埼玉県嵐山町議会	a	11
19	秘密保護法案を廃案にすることを求める意見書	埼玉県鳩山町議会	a	11
20	特定秘密の保護に関する法律の制定の慎重審議を求める意見書	長野県下諏訪町議会	b	20
21	特定秘密の保護に関する法律案に対し慎重な対応を求める意見書	三重県菰野町議会	b	24
22	「特定秘密の保護に関する法律」に対し慎重な対応を求める意見書	京都府大山崎町議会	b	26
23	特定秘密保護法案に対する慎重な対応を求める意見書	長野県青木村議会	b	20
24	特定秘密の保護に関する法律制定に反対する意見書	長野県豊丘村議会	a	20
25	特定秘密の保護に関する法律案に対し慎重な対応を求める意見書	福島県喜多方市議会	b	7
26	特定秘密保護法案の制定に反対する意見書	高知県須崎市議会	a	39
27	特定秘密の保護に関する法律制定に反対する意見書	長野県小海町議会	a	20
28	特定秘密の保護に関する法律案に慎重な対応を求める意見書	福島県西郷村議会	b	7
29	特定秘密の保護に関する法律制定の慎重審議を求める意見書	沖縄県議会	b	47
30	特定秘密保護法案に対する慎重な審議を求める意見書	長野県飯田市議会	b	20
31	特定秘密保護法案の慎重審議を求める意見書	京都府城陽市議会	b	26
32	特定秘密保護法案の慎重審議を求める意見書	兵庫県川西市議会	b	28
33	「特定秘密の保護に関する法律」制定に慎重を期すことを求める意見書	北海道北竜町議会	b	1
34	「特定秘密の保護に関する法律」の廃案を求める意見書	北海道釧路町議会	a	1
35	特定秘密保護法案に反対する意見書	長野県立科町議会	a	20
36	特定秘密の保護に関する法律制定に反対する意見書	長野県飯綱町議会	a	20
37	特定秘密保護法案の制定に反対する意見書	高知県大月町議会	a	39
38	特定秘密の保護に関する法律案に対し慎重な対応を求める意見書	福島県飯館村議会	b	7
39	「秘密保護法」制定に反対する意見書	福島県一関市議会	a	7
40	特定秘密保護法案に関する意見書	神奈川県逗子市議会	b	14
41	特定秘密保護法案の慎重審議を求める決議	広島県庄原市議会	b	34

法案成立前(法案提出前も含む)に地方議会で採択された意見書のうち、衆参両院議長宛に提出されたもの。この他に衆参両院には送付されていない意見書(長野県議会2013.11.29)もあるが、調査しきれ

a 反対、廃案を求める＝15、 b 慎重審議を求める＝25、 c その他＝1